

四日市市告示第190号

四日市市独立開業資金融資制度要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市独立開業資金融資制度交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市独立開業資金融資制度要綱（平成6年四日市市告示第62号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（四日市志創業応援隊による支援との連携）</p> <p>第3条 この要綱に基づく融資は、<u>四日市市、四日市市商工会議所、楠町商工会、三重県信用保証協会及び日本政策金融公庫</u>で構成する四日市志創業応援隊が、その機能を活用して行う創業支援事業と連携して行うものとする。</p> <p>（融資の対象）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>次のいずれかに該当するもの。</u></p> <p><u>ア 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（以下「法」という。）第2条第29項第1号、第3号及び第5号に掲げる次の創業者であって、事業開始に係る具体的計画を有するもの。</u></p> <p><u>（ア） 事業を営んでいない個人であって、1月以内（法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業（以下「認定特定創業支援等事</u></p>	<p>（四日市志創業応援隊による支援との連携）</p> <p>第3条 この要綱に基づく融資は、<u>四日市市商工会議所、楠商工会、協会、日本政策金融公庫、公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター</u>で構成する四日市志創業応援隊が、その機能を活用して行う創業支援事業と連携して行うものとする。</p> <p>（融資の対象）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（以下「法」という。）第2条第24項各号に掲げる創業者。</u></p> <p>(3) (略)</p>

業」という。)により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに事業を開始する具体的計画を有するもの。

(イ) 事業を営んでいない個人であつて、2月以内(認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、6月以内)に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有するもの。

(ウ) 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、かつ、当該新たに設立された会社が、事業を開始する具体的計画を有するもの。

イ 法第2条第29項第2号、第4号及び第6号に掲げる以下の創業者である中小企業者であつて事業を開始した日又は、会社を設立した日以後5年を経過していないもの。

(ア) 事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの。

(イ) 事業を営んでいない個人により設立された会社であつて、その設立の日以後5年を経過していないもの。

(ウ) 中小企業者である会社であつて、自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに設立された会社であつて、その設立の日以後5

年を経過していないもの。

ウ 上記イ（ア）に規定する創業者であって新たに会社（中小企業者に限る。）を設立したもの（以下「会社設立創業者」という。）が、事業の譲渡により事業の全部又は一部を当該会社に承継させる場合であって、当該会社設立創業者が事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第29項第4号に掲げる創業者とみなされるもの。

(3) (略)

(融資の条件)

第7条 (略)

(1) 融資限度額 1企業 3,500  
万円

(2) (略)

(3) (略)

(4) 保証料率 0.6% (法第2条第29項第1号に規定する認定特定創業支援等事業を受けたことによる証明書を取得したものにあっては0.3%)

(5) (略)

(6) (略)

(融資の条件)

第7条 (略)

(1) 融資限度額 1企業 2,000  
万円

(2) (略)

(3) (略)

(4) 保証料率 0.6% (法第2条第24項第1号に規定する認定特定創業支援等事業を受けたことによる証明書を取得したものにあっては0.3%)

(5) (略)

(6) (略)

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)